

平成 24 年度

公立大学法人高崎経済大学年度計画



平成 24 年 4 月

平成 24 年度
公立大学法人高崎経済大学年度計画

目次

- I 教育研究等の質の向上
- II 学生支援
- III 地域・社会貢献
- IV 業務運営の改善及び効率化
- V 財務運営の改善
- VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供
- VII その他の業務運営
- VIII 予算、収支計画及び資金計画
- IX 短期借入金の限度額
- X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- XI 剰余金の使途
- XII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 入学者受入

① 入学者受入方針の明示、ホームページの多言語化

- ・ホームページの多言語化に向け、採用した言語でホームページを作成する。
- ・前年度に引き続き、ホームページの多言語化に向け、採用する言語の特定について検討する。

② 分かりやすい情報提供

- ・広告の種類や方法を検討する。
- ・高校および日本語学校への情報提供として、大学案内等の資料を送付する。
- ・大学院説明会の開催時期、説明方法を検討する。(地域政策研究科、経済・経営研究科)

③ 入学者属性情報のデータベースによる入学者の質向上

- ・入学者の属性情報のデータベースを構築する。

④ 質の高い入学者確保のための入試制度の検討等

- ・受験生の意向を把握するためのアンケートを、各種説明会において実施する。【10回以上】
- ・入学試験終了後、速やかに多面的に分析・検討する。(経済学部、地域政策学部)
- ・東日本大震災被災者支援特別推薦入試について、前年度に引き続き実施する方向で検討する。(経済学部、地域政策学部)

⑤ 教職員一体の入試広報活動の実施

- ・オープンキャンパスについて、アンケート調査と他大学の開催状況調査を集計・分析し、実施方法を見直す。

(2) 学生の育成

① 大学及び各学部の学生育成目標の設定

- ・大学としての学生育成目標を定める。
- ・教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)に沿ってカリキュラムの充実に取り組む。(経済学部、地域政策学部)
- ・カリキュラム・ポリシーの策定を前年度に引き続き行う。社会人にも魅力あるカリキュラムを検討するために、社会人の修了生にアンケート調査を行い、ニーズを把握する。(地域政策研究科、経済・経営研究科)

② 学生との関わりの基盤作り、大学教育を受ける能力と人間性の形成

・初年次教育に該当する科目の体系化や教育内容の充実に取り組む。(経済学部、地域政策学部)

③ 豊かで幅広い人間性を育てるための教養教育の充実

・カリキュラム・ポリシーに沿って充実した教養教育を実施する。なお、地域政策学部ではカリキュラム改訂作業の中で検討する。(経済学部、地域政策学部)

④ 専門知識の獲得、発揮できる能力の修得

・図書館において、学生を対象としたセミナーに相応しいテーマを決め、実施する。【前期・後期各2回、計4回】

・カリキュラム・ポリシーに沿って充実した専門教育を実施する。なお、地域政策学部では、カリキュラム改訂作業の中で検討する。(経済学部、地域政策学部)

⑤ 調査活動や地域貢献活動への参加促進、実践的知識や問題解決技法の修得

・まちなか教育活動センターを活用した教育研究の在り方について検討する。
・演習等の専門教育の中で、地域社会や企業等への調査活動や地域貢献活動を推進する。(経済学部、地域政策学部)

⑥ 国際的に活躍できる人材育成の充実

・国際的に活躍できる人材育成のため、TOEIC対策講習会を充実する。【800、700、600、500の4コース開講】

・語学力の向上を図るため、eラーニングの活用促進について検討する。(経済学部、地域政策学部)

(3) 教育の内容

① 単位互換制度の活用と全学共通科目の設置検討による幅広い学ぶ機会の提供

・単位互換制度の課題を整理・検討する。(経済学部、地域政策学部)

② 各学部の教育目標の明確化、専門教育の充実

・FD(ファカルティ・ディベロップメント)等の場で情報交換、事例研究を行い、カリキュラム・ポリシーに沿った演習等専門教育を実施する。(経済学部、地域政策学部)

③ キャリア教育プログラムの作成・実施

- ・キャリアデザイン等の既設置科目を再検討し、経済学部に対応しいキャリア教育プログラムを検討する。(経済学部)

- ・カリキュラム改革の中でキャリア教育科目を設置する。(地域政策学部)

④ 国際連携の推進、提携大学等との教育の充実

- ・交換留学生の派遣、受入れに関する問題点の把握と改善策を前年度に引き続き検討し、制度の充実を図る。

- ・短期留学の前年度実績を踏まえ、同制度の一層の充実を図るとともに、中央財経大学(中国)との長期留学制度について、前年度に引き続き検討する。

- ・海外の大学への留学・短期研修の支援策を充実し、学生の海外留学、研修の機会の増加を図る。(経済学部、地域政策学部)

⑤ シラバスの記述の統一、公開

- ・シラバスについて、目標の水準を達成したが、さらなる見直しを行う。(経済学部、地域政策学部)

- ・他大学院のシラバスについて情報を収集する。(地域政策研究科、経済・経営研究科)

⑥ 成績評価基準等の研究・検討

- ・成績評価基準の在り方について検討を開始する。(経済学部、地域政策学部)

- ・他大学院の成績評価基準について情報を収集する。(地域政策研究科、経済・経営研究科)

⑦ 学位授与方針の作成

- ・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を作成する。(経済学部、地域政策学部、地域政策研究科、経済・経営研究科)

(4) 教育の改善

① FD・SDによる教育の改善

- ・全学的なFDの年間計画を策定するとともに、学部、研究科においても独自のFDを実施する。【全学5回、学部、研究科各1回】(経済学部、地域政策学部、地域政策研究科、経済・経営研究科)

② 適正な専任教員数の確保、教育体制の整備

- ・専任教員については中長期の視点から採用計画を策定するとともに、任期付き教員の採用方針を決定する。(経済学部、地域政策学部)

③ 授業実施の基準、仕組みづくりの検討

- ・大人数講義や履修者数のアンバランスの解消に向けた対策を検討する。(経

済学部、地域政策学部)

④ 学生や卒業生に対する調査に基づく教育の改善

・「授業評価アンケート」を前期・後期各1回実施し、その結果をFDにおいて活用する。(経済学部、地域政策学部、地域政策研究科、経済・経営研究科)

⑤ 第三者評価による教育評価システムの構築

・第三者評価による教育評価システムの構築について、他大学、他大学院における取組について情報を収集する。

2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究の方向性及び水準

① 社会的な評価を受ける研究の推進

・産業研究所プロジェクト、地域政策研究センター出版プロジェクト、学内学会等への論文の発表を推進する。

② 基礎研究、先進的研究等の推進

・連携相談、受託・共同研究規程を前年度に引き続き整備する。

③ 高崎市、地元企業との共同研究の推進

・各種補助事業等をはじめ、高崎市、地元企業と連携を図り、共同研究の可能性について協議する。

④ 研究費の充実、改善、効果的活用

・研究費の効果的活用の視点から図書館資料収集方針に基づいた資料収集を実施する。

・現状の個人研究費・学内競争的研究費制度を点検し、改善する。

(2) 研究の実施体制

① 重点研究テーマの設定と全学的支援体制の充実

・新たな重点研究テーマを設定し、研究に取り組む。

② 競争的資金の獲得、先進的研究の支援体制の整備

・学外競争的研究費の公募情報を収集し、時機を得て学内に周知する。

・科学研究費補助金や学外競争的資金獲得のための担当職員向け研修を受講する。

・連携相談、受託・共同研究規程を前年度に引き続き整備する。(再掲 I 2 (1)

②)

③ 個人研究、共同研究への支援体制の整備

・教員、学生の研究ニーズに則した電子ジャーナルの内容を検討する。各データベースのトライアル期間を利用し導入を検討する。

④ 長期研修・短期研修の充実

・長期研修・短期研修の申込者の増加策を検討する。

⑤ 多様な任用制度の導入検討

・収集した情報を基に多様な任用制度について検討する。

(3) 研究成果の公表、発信並びに評価及び利活用

① 年次研究計画の作成、活動状況の発信

・個人及び共同の研究活動について、研究計画、研究成果報告を公開する。

② 自己点検・評価の実施

・研究計画の実績について、自己点検・評価を行う。

・研究成果について、研究者が自己点検・評価を行う方法を検討する。

③ 第三者評価結果の研究への反映

・学会発表や発表論文等における評価等を整理する。

④ 教員の地域・社会貢献評価の仕組みの構築

・教員の地域・社会貢献評価の在り方について検討を継続する。

⑤ 研究成果の刊行物による公表

・以下の媒体等により研究成果を公開する。

ア 産業研究所プロジェクト研究報告書

イ 地域政策研究センタープロジェクト研究出版本

ウ 産業研究所紀要「産業研究」

エ 高崎経済大学経済学会「高崎経済大学論集」

オ 高崎経済大学地域政策学会「地域政策研究」

⑥ 積極的な学術研究発表の実施

・定期刊行物掲載の論文を国立情報学研究所論文情報ナビゲータ（C i N i i）に公開する。

⑦ 研究成果のホームページ等での公開

・東日本大震災関連研究の成果を発表する。

・専任教員の研究業績等をホームページで公開する。

・全専任教員がR e a D & R e s e a r c h m a pに登録し、最低年1回は登録情報を更新する。大学ホームページとR e a D & R e s e a r c h m a pをリンクさせる。

⑧ 研究成果のデータベース化、研究成果の利活用の仕組み構築

- ・ 定期刊行物掲載の論文を国立情報学研究所論文情報ナビゲータ（C i N i i）に公開する。（再掲 I 2（3）⑥）

II 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 学習支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 各種ガイダンスの充実と効果の検証

- ・ 履修指導に関するガイダンスを充実する。
- ・ 前期の図書館ガイダンスは、新入生やゼミ等を対象に図書館の利用方法について実施し、後期は、卒業論文に役立つガイダンスを実施する。ガイダンスは希望に応じ通年実施する。

② きめ細かな履修指導や自主学習相談指導体制等の充実

- ・ オフィス・アワー、フレッシュマン・アドバイザー、日本語論文指導、演習等を充実し、学生が相談しやすいよう工夫する。
- ・ eラーニングの支援体制を見直す。

③ 窓口担当職員の履修相談等学生への指導力養成のための研修機会の充実

- ・ 窓口担当職員の相談指導能力を向上させるため、SD（スタッフ・ディベロップメント）等の実施や研修会へ派遣する。

④ 就学不適合者支援、成績不良者指導、留年学生減少のための体制整備

- ・ 就学不適合者、成績不良者や留年者の発生原因を把握し、対策を検討する。

⑤ TAの活用、SAの検討

- ・ TA（ティーチング・アシスタント）制度の課題を整理し、必要な場合にはSA（スチューデント・アシスタント）の制度化を検討する。

2 学生生活支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）経済的支援

① 経済的支援についての情報提供と必要な支援の検討・実施

- ・ 経済的な理由で就学が困難な学生に対して、独立行政法人日本学生支援機構などの各種奨学金制度の情報提供や授業料減免等、必要な支援について、継続調査・検討する。

② 奨学金制度の検討

- ・ 大学としての奨学金制度について、他大学の実情の調査を実施する。

(2) 心身の健康相談

① 心身の健康に関する相談体制の充実

- ・心身の健康に関する相談の受入体制について検討する。

② 就学困難学生の早期発見体制の整備・強化

- ・「気がかりな学生アンケート」等を活用し、教職員が一体となって対応する。
- ・初年次教育や演習を通して、就学に支障を来している学生の早期発見に取り組む。(経済学部・地域政策学部)

③ 学生の心身の健康相談に対応するための教職員研修の実施

- ・「教職員のための心のケアハンドブック」(仮称)を作成し教職員に配布する。

④ カウンセラーの相談時間の増加

- ・カウンセラーの増員及びカウンセリング時間の増加による成果を分析する。

(3) 各種ハラスメント相談

① 各種ハラスメント相談体制の整備

- ・ガイダンス等によりハラスメント相談体制について周知する。

② 各種ハラスメントの啓発・研修体制の整備・充実

- ・ハラスメントについての継続的な啓発活動、研修を実施する。

③ 各種ハラスメントの防止、事後対応の体制整備

- ・学生相談連絡会議でハラスメント等についての情報を共有化する。

(4) 生活相談等

① 課外活動等への支援

- ・奨学奨励費制度について、学生に周知する。

② 社会活動における学生と地域との交流支援

- ・社会活動における学生と地域との交流を支援する方法や事例について調査する。

③ 学生の要望を把握、支援体制の充実

- ・学生団体との連絡調整を緊密に行い、学生の要望を把握する。【8回以上】

④ キャンパスライフを支援する施設整備

- ・前年度に実施した「学生生活実態アンケート調査」や学生団体との連絡調整を行うことにより、キャンパスライフを支援する施設の整備内容について検討する。

⑤ 国際交流センターの充実、留学生支援

- ・チューター制度の一層の改善を図り、同制度を活用する。また、留学生への情報提供を強化できるよう、前年度に引き続き検討する。
- ・留学生サービスプログラムの課題を踏まえ、プログラムの改善に向けて具体的対応の検討を開始する。
- ・留学生の賃貸住宅入居時の保証人制度について、留学生に周知する。

3 学生団体の支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 学生団体連絡協議会所属団体の活動支援、団体の大学への協力喚起

- ・奨学奨励費制度について、学生に周知する。(再掲Ⅱ 2 (4) ①)

② 全国大会等への出場学生や学外指導者に対する支援体制の検討

- ・学生団体を指導する学外者の情報等の調査を行うとともに、学生団体に対する支援について見直す。

4 キャリア支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 学生の進路に関する相談・情報提供を効果的に行う体制整備

- ・キャリア支援担当職員の専門性を高めるための研修等を実施する。【2回】
- ・前年度から実施回数を増やしたキャリア支援のためのガイダンス、セミナーについて検証・分析し、実施内容を見直す。
- ・キャリア支援センターにおいて、企業訪問及び合同企業情報交換会を実施する。

② インターンシップ活動支援

- ・インターンシップの事前ガイダンスを実施する。

③ 卒業生のデータベース化とそのキャリア支援への活用

- ・同窓会と連携して卒業生情報の収集と整理について検討する。

④ 在学生、卒業生を含めた就職指導体制の充実

- ・同窓会と連携してキャリア支援対策を実施する。

⑤ キャリア支援のための同窓会との連携強化

- ・同窓会と連携して就職模擬面接会を開催する。
- ・同窓会地方支部と連携して就職支援相談会を実施する。

⑥ 未就職の卒業生への就職支援の実施

- ・既卒者向け求人票等の情報を整備し、情報を提供する。
- ・ハローワークとの「若者就職支援事業」やジョブカフェぐんま（群馬県若

者就職支援センター)との連携など、既卒者向けの就職支援の方法を検討する。

⑦ 公務員養成セミナー等、資格取得のための支援策改善・強化

- ・公務員養成セミナーについて、前年の見直しを踏まえ実施する。
- ・国際的に活躍できる人材育成のため、TOEIC対策講習会を充実する。【800、700、600、500の4コース開講】(再掲I1(2)⑥)

Ⅲ 地域・社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域社会への貢献、市民への知の還元

① 学生、教職員が行う市民活動やまちづくり活動の支援

- ・高崎市公民館と連携した公開講座を実施する。
- ・ラジオゼミナール(ラジオ高崎)を通じ、教員の研究内容を発表する。

② 住民ニーズに合致した公開講座の開催、生涯学習拠点としての体制整備

- ・産業研究所主催の公開講演会、市民公開シンポジウムを実施する。

③ 連携支援体制(窓口、マッチング・コーディネート)の整備

- ・高崎市産業創造館との連携による中小企業支援等を通じて連携支援体制を構築する。

(2) 高崎市との連携、産学官連携

① 高崎市からの連携・協力要請に対する体制整備

- ・高崎市からの連携・協力要請に対応するため、地域連携戦略室を窓口とした体制整備について検討する。

② 高崎市、高崎市教育委員会との包括的連携協定の締結

- ・前年度に締結した高崎市教育委員会等との連携協定に基づき、連携事業を進める。

③ 地域の産業創出・活性化支援のため、企業と連携した受託研究・共同研究の実施

- ・各種補助事業等をはじめ、県内の関係各団体と連携を図り、受託研究、共同研究等の可能性を検討する。

2 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 国、地方公共団体等との連携

① 国、県等との連携事業の実施

- ・地域政策セミナーを開催する。

② 各種審議会委員就任や調査活動等による行政への参画推進

- ・各種委員等の就任状況の実態を取りまとめ、国や地方公共団体への貢献を進める。

③ 国、県等との連携成果の共有、学内外へ還元する仕組みの整備

- ・国、地方公共団体等との連携成果をホームページで公開する。

(2) 大学間連携

① 大学間、大学院間連携の強化

- ・他大学における大学間連携の取組について情報を収集する。

② 政策研究大学院大学及び県内大学との連携促進

- ・政策研究大学院大学との連携を継続し、地域政策研究科「地域活性化特論」において、院生間の交流を深める企画の実施について検討する。(地域政策研究科)
- ・県内公立4大学間の連携協議を継続する。

(3) 産業界との連携

- ・各種補助事業等をはじめ、県外の各種団体等と広く連携を図り協議を進める。

(4) 知の拠点化・組織化

- ・知の拠点としての役割を果たすため、前年度に引き続き、窓口の地域連携戦略室を中心として、関係規程・体制を整備する。

3 国際貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・前年度に引き続き、国外の提携校との交流の在り方を検討し、具体的な交流事業について検討する。

4 高大連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 高崎経済大学附属高等学校の汎用的技能習得の取組支援

- ・前年度に引き続き、高崎市立高崎経済大学附属高等学校と高大コラボゼミ等の連携事業を実施する。

② 教職希望学生現場体験事業における高崎経済大学附属高等学校との連携

- ・高崎市教育委員会が実施する学校現場体験事業を教職志望学生へ周知し、

受講者の増員を図る。

③ 県内高校生の大学教育に触れる機会の提供

- ・大学訪問の受入れ、模擬授業を実施する。
- ・大学訪問受入れ時の対応を改善する。

④ 学生と高校生、高校と大学の教員間の交流促進

- ・高崎市立高崎経済大学附属高等学校以外の高校と大学、高校生と学生の交流を深める方策を検討する。

IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制・手法に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 全学的な経営戦略の確立

① 理事長と学長の緊密な連携による迅速な業務運営の遂行

- ・理事長、学長、副学長及び事務局長による定期会議を実施する。

② 各会議の緊密な連携による機動的な意識決定体制の確立

- ・他の会議等で時宜を得た報告が行われるよう、会議スケジュールを調整する。

(2) 学生の声を反映した業務運営

- ・学生の声を随時収集できる仕組みを検討する。
- ・「学生生活実態アンケート調査」を分析し、学生サービスの向上に取り組む。
- ・「学生生活実態アンケート調査」や自己点検・評価活動を踏まえ、学生がコンピュータ教室を自由に利用できるような仕組みを検討する。
- ・学生ニーズに合った図書の収集を図るため、学生による選書方法を検討する。

(3) 開かれた運営

① 自己点検・評価、外部評価、監事監査結果の業務への反映

- ・自己点検・評価結果に基づく改善に取り組む。
- ・大学評価等の評価結果に基づく改善に取り組む。
- ・監事による監査結果に基づく改善に取り組む。

(4) 内部監査機能

- ・監査計画に基づき、監事による厳正な監査を実施する。
- ・公認会計士による会計監査を実施する。

(5) 改革の継続

- ・運営体制について定期的に検証するための仕組みを作る。

2 教育研究組織の充実・改革に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 教育研究の変革・進展、社会的要請に対応した教育研究組織の見直し、改善の実施

- ・全学的なFDの年間計画を策定するとともに、学部、研究科においても独自のFDを実施する。【全学5回、学部、研究科各1回】(再掲I 1 (4) ①)
(経済学部、地域政策学部、地域政策研究科、経済・経営研究科)

② 適正な専任教員数の確保、教育体制の整備(再掲)

- ・専任教員については中長期の視点から採用計画を策定するとともに、任期付き教員の採用方針を決定する。(再掲I 1 (4) ②)(経済学部、地域政策学部)

3 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 教職員人事評価システムの構築と評価に基づく適正な処遇の実施

- ・人事評価制度を導入する。

② 計画的なプロパー職員採用と専門性の高い職員の確保・育成

- ・資質の高いプロパー職員の確保と育成を図る。

③ 多様な雇用形態の調査・検討

- ・任期制助手を採用する。

④ プロパー職員の他大学等との人事交流の調査・研究

- ・他大学等との人事交流制度について検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 事務処理等の定期的な点検による効率化・合理化等の推進、職員定員の縮減

- ・職員定員の縮減を念頭におき、事務処理方法、事務組織、職員配置を検証する。

- ・事務処理の効率化、迅速化のための点検方法を検討する。

- ・経費節減のための点検方法を検討する。

② SD等各種研修による事務職員の能力、サービス意識、社会的責任の理解向上

・公立大学協会等が実施する研修会に、職員が参加する。【3回以上、5人以上】

③ 業務マニュアルの作成による業務の標準化の促進

・業務の標準化促進のため、業務マニュアルの作成を継続する。

④ 情報の共有化・一元化による事務組織と教育研究組織の総合サポート体制の強化

・情報の共有化や集約化の方法を見直して、事務を効率化・合理化する。

V 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金の獲得、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 外部研究資金獲得のための推進体制の整備、情報の収集・発信等の強化

・科学研究費補助金や外部競争的資金獲得のための研修を受講する。
・専任教員の研究業績等をホームページで公開する。(再掲 I 2 (3) ⑦)

② 科学研究費補助金の申請・採択率(件数)の増加

・専任教員対象の科学研究費補助金応募説明会を開催する。

③ 大学の魅力等の情報発信による受験生・入学者の確保

・大学案内および大学院案内の内容を充実させ、5月中に発行する。
・学内学会誌(I N T R O、 A P P R O A C H)の広報利用を検討する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 契約方法の改善、外部委託の活用等による管理的経費の節減・合理化

・業務の外部委託について具体的に検討する。
・適正な契約方法を実行する。

② 教職員のコスト意識喚起と経費削減・改善の推進

・節電対策を前年度に引き続き実施する。

3 資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 金融資産の安全確実な運用

・安全確実な資産運用について検討する。

② 設備機器等を効率的に活用する仕組みの構築

・一般教室やインターネットに接続できない教室においてもインターネット

を活用できる環境を整備するため、外部回線に接続できる通信カードを導入し、情報機器の活用を促進する。

・大学ポータルシステムから共有設備機器の利用状況が確認できる仕組みについて検討する。

③ 市民の利用機会の提供等、大学施設の有効活用の促進

・施設備品等の適正な貸出しを行う。

VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 平成27年度までの認証評価受審と改善策の中期目標・計画への反映

・大学評価等の評価結果に基づく改善に取り組む。

② 自己点検・評価体制の整備と定期的な実施

・自己点検・評価の実施方針を明確にして、体制を整備する。

③ 自己点検・評価結果に基づく法人運営の改善とその公表

・自己点検・評価結果に基づく改善に取り組む。(再掲IV 1 (3) ①)

2 情報公開の推進及び個人情報の保護並びに広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 中期目標等、財務内容、管理運営状況、自己点検・評価結果の公表

・高崎市公立大学法人評価委員会による評価結果、財務諸表等をホームページで公表する。

② 教育研究活動、地域貢献、社会貢献活動等の公表

・専任教員の研究業績等をホームページで公開する。(再掲I 2 (3) ⑦)

③ 各種議事録等の公開による法人運営の透明化

・理事会、教育研究審議会、経営審議会の議事概要をホームページで公開する。

④ 情報公開制度、個人情報保護制度の適正運用の実施

・情報公開の仕組みや個人情報の管理等についての制度を整備する。

⑤ 広報戦略の策定、組織的な情報発信の推進

・策定した広報戦略を基にして年間計画を実施する。

・情報更新が適時に実施できるようホームページの運用計画を作成する。

⑥ 大学の基礎的情報の整理、活用

- ・大学に関する基礎的な情報を収集・整理して共有する。

⑦ 公立大学協会の指針に基づく情報発信

- ・公立大学協会と連携して、効果的に情報を発信する。

VII その他業務運営に関する需要項目を達成するためにとるべき措置

1 施設の整備、維持管理に関する目標を達成するための措置

① キャンパスアメニティ充実のため、施設設備等についての検討と高崎市との協議

- ・キャンパス整備の基本方向について、担当副学長を中心に、委員会において、継続的に協議する。

② 既存施設設備の維持補修、機能維持管理

- ・高崎市と協議を進めながら、耐震診断結果を踏まえ、維持補修計画作成に向け検討する。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

① 安全管理体制の構築、安全衛生の確保

- ・衛生委員会を定期的開催し、労働環境の調査等を行う。

② 情報管理の徹底、点検体制の整備

- ・教育・研究のニーズを踏まえつつ、実効性のある情報セキュリティー体制を構築するため、情報セキュリティー・ポリシーを見直す。また、情報セキュリティー・ポリシーの趣旨・内容について周知を図るため、職員研修を実施する。

③ 危機管理マニュアルの作成等、危機管理体制の整備

- ・十分な危機対応ができるよう危機管理マニュアルの充実を図る。
- ・防災訓練のほかAED（自動体外式除細動器）操作研修を実施する。

3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

- ・コンプライアンスの推進に関する教職員研修を実施する。

4 人権尊重に関する目標を達成するための措置

- ・人権尊重に関する教職員研修を実施する。

5 環境負荷軽減に関する目標を達成するための措置

① 環境方針の策定、環境負荷軽減の推進

・リサイクル活動を全学的に実施するための検討を開始する。

② 省エネルギー対策による光熱水費の節減

・前年度に引き続き省エネルギー対策を実施する。

6 後援会、同窓会との連携に関する目標を達成するための措置

① 情報提供の強化による卒業生、保護者等の大学への理解向上

・卒業生や保護者等に提供すべき情報と情報提供の方法について検討する。

・全保護者、同窓会会員等にたかけい学報を送付し、大学の現況を情報発信する。

・同窓会の支部総会などでたかけい学報を配布する。

② 学生生活支援・キャリア支援のための後援会・同窓会との協力体制の構築

・同窓会と連携してキャリア支援対策を実施する。(再掲Ⅱ4④)

③ ホームカミングデイ等来訪機会の増加による卒業生との結びつき強化

・第1回ホームカミングデイを11月3日に開催する。

Ⅷ 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成24年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3 9 8
授業料等収入	2 , 5 9 7
受託研究等収入	7
補助金	3
その他収入	2 9
計	3 , 0 3 4
支出	
教育費	4 5 7
研究費	9 2
教育研究支援費	9 8
人件費	1 , 9 5 8
一般管理費	4 2 2
施設整備費	0
受託研究等経費	7
計	3 , 0 3 4

2 収支計画（平成24年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	3,034
經常費用	3,034
業務費	2,356
教育経費	257
研究経費	92
教育研究支援経費	42
受託研究等経費	7
人件費	1,958
一般管理費	414
財務費用	0
減価償却費	264
臨時損失	0
収入の部	3,087
經常収益	3,087
運営費交付金収益	398
授業料収益	2,194
入学金収益	288
検定料収益	115
受託研究等収益	7
財務収益	0
雑益	31
資産見返負債戻入	54
資産見返運営費交付金等戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	54
臨時利益	0
純利益	53

3 資金計画（平成24年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,992
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	793
資金収入	
業務活動による収入	2,992
運営費交付金	398
授業料収入	2,153
入学金収入	288
検定料収入	115
受託研究等収入	7
雑入	31
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	793

IX 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることを想定する。

X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

XI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、教育研究の質の向上並びに学生支援、組織運営及び施設設備の充実に充てる。

XII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 積立金の使途

なし

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし